

埼玉県地域強靱化計画推進専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく「埼玉県地域強靱化計画」の見直しや進捗状況について総合的な評価を実施するに当たり、専門的な見地から幅広く助言を受けるため、「埼玉県地域強靱化計画推進専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 埼玉県地域強靱化計画の見直しに関する事
- (2) 埼玉県地域強靱化計画の進捗状況に係る総合的な評価及び施策の推進に関する事
- (3) その他、埼玉県地域強靱化計画の推進に必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長、副委員長及び委員は危機管理防災部長が選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 議長は、会議の会務を総括する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 議長に事故があるときは、副委員長が議長の職務を代理する。
- 5 委員は、自ら会議に出席できないときは、自ら指名する者を代わりに出席させることができる。

(オブザーバー)

第5条 委員会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、危機管理防災部危機管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月28日から施行する。

この要綱は、平成30年10月4日から施行する。

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

この要綱は、令和2年1月15日から施行する。

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。